

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令案等について（概要）

令和8年7月
農林水産省

I. 改正等の趣旨

第221回国会で成立した主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第55号。以下「改正法」という。）により、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）を改正し、

- ① 米穀の生産調整方針に係る規定の廃止、米穀価格形成センターの廃止等
- ② 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業であって一定規模以上の事業を行う者における名称、所在等の届出の求め及び在庫数量等の定期報告
- ③ 大規模な米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対して、基準量以上の米穀の常時保有の義務付け等を内容とする民間備蓄の創設等の措置を講ずることとしている。

これに伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「規則」という。）の所要の改正等を内容とする以下の省令を定めることとする。

- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（単管省令）
- ・ 財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（共管省令）（新規制定）
- ・ 財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（新規制定）

※ 民間備蓄の創設等に伴う規則等の改正は、別途措置する予定

II. 改正等の概要

1 新法第9条の届出・第11条の定期報告関係（単管省令及び共管省令）

改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第9条に基づく届出及び第11条に基づく定期報告について、現下の情勢等を踏まえ、対象事業者の要件、報告事項、頻度等を以下のとおり定める。

（1）対象事業者の要件及び報告事項・頻度について

規模は、1年間の米穀等の取扱数量が300トン以上であることを原則として、（別紙）の
とおり各業態や規模に応じた報告の事項及び頻度を規定する。

（2）届出事項について

- ① 新法第9条第1項の届出：同項各号に掲げる事項のほか、以下の事項を届け出なければならないものとする。
 - ・ 事業の種類及び開始時期
 - ・ 法人番号（法人である場合に限る。）
 - ・ 約款等のフランチャイズチェーンであることを証するもの（該当する場合に限る。）
 - ・ その他国税庁長官及び農林水産省農産局長が必要と認める事項（連絡先等）

② 新法第9条第2項の届出：以下の事項を届け出なければならないものとする。

- ・ 変更があった事項及びその内容
- ・ 変更の年月日

③ 新法第9条第3項の届出：以下の事項を届け出なければならないものとする。

- ・ 廃止の理由及び年月日

(3) フランチャイズチェーンの処理

フランチャイズチェーン（連鎖化事業者）については、加盟者分をまとめて届出・報告できることとし、この場合において、当該加盟者による届出・報告は免除することとする。

(4) 帳簿の内容

新法第10条に基づく帳簿の備付けは、毎月の

- ・ 用途別、種類別及び産地別の出荷又は販売及び買入数量
- ・ 用途別、種類別及び産地別の販売の委託を受けた数量
- ・ 用途別、種類別及び産地別の在庫数量
- ・ 出荷又は販売及び買入れの価格（（別紙）において価格を報告すべき事業者に限る。）

を記載し、これを3年間保存しなければならないこととする。

2 新法第47条の届出関係（単管省令及び共管省令）

(1) 届出事項を追加し、新法第9条に基づく届出と同様の事項とする。

(2) 新法第9条の対象者を除く届出事業者に対し、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（以下「施行日」という。）の6か月前の日から施行日の前日までの間においても、改正後の規則の例により届出書を提出することができることとする。この場合において、当該提出をした者は、施行日において届出書を提出したものとみなすこととする。

(3) 加えて、オンラインでの届出にも対応し、事業者負担を考慮した簡便な届出を可能とするため、規則に規定していた届出様式を削除する。

3 地方支分部局の長等への権限委任（単管省令及び共管省令）

以下に掲げる事項に係る権限について、地方支分部局の長等に委任することとする。ただし、①、②及び④の権限は農林水産大臣又は国税庁長官が、⑤の権限は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げないこととする。

- ① 新法第9条に基づく届出及び第12条に基づく助言・指導
- ② 新法第11条第1項又は第2項に基づく定期報告
- ③ 新法第47条に基づく届出
- ④ 新法第52条第1項及び第2項に基づく報告徴求
- ⑤ 新法第7条第1項及び第2項に基づく勧告・命令

4 このほか、その他生産調整方針・米穀価格形成センター関連規定等を削除する等の所要の改正を行うとともに、以下に掲げる省令について、改正法の施行に伴う条項ずれの手当て等の所要の改正を行う（単管省令）。

- ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）
- ・ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）

- ・ 日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（平成31年農林水産省令第8号）
- ・ 農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）

5 また、1（4）について、書面のみならず電磁的方法による保存を許容する等のため、財務省及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を制定する等の所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行日

改正法の施行の日。ただし、2（2）関係は公布の日。